

(4) 自然環境の管理体制

自然環境保全地域及び自然公園の規制指導を適正に実施するため、次のような指導監視体制で臨んでいます。

① 国、県、市町村関係

環境省九州地方環境事務所，那覇自然環境事務所，環境省自然保護官事務所（えびの，天草，鹿児島，屋久島，奄美），奄美野生生物保護センター，県自然保護課，県観光課，県大島支庁，県地域振興局建設部，各市町村自然保護担当課

② ボランティア等

県自然保護推進員（69人），環境省自然公園指導員（56人），霧島連山自然保護協議会等

(5) 開発行為の指導・助言

自然環境保全地域，自然公園などの自然保護地域を各地に設定し，これらの地域の適切な管理に努めていますが，その他の地域においても，県自然環境保全条例第24条に基づき，一定規模以上の開発行為について，自然保護の観点から指導を行い，自然環境の保全を図っています。平成23年度は，6件の届出を受理しました。

(6) 自然保護思想の普及啓発

・自然保護推進員等研修会

自然環境の保全の実効を上げるためには，県民の自然環境保全に対する正しい理解と認識を深め，自然保護思想の普及高揚を図ることが必要です。

市町村担当者，県自然保護推進員，県希少野生動植物保護推進員を対象に，平成23年7月8日から8月25日の間に研修会を開催しました。

(7) 身近な自然の保全

・赤土等流出防止対策

奄美地域における赤土等流出防止対策を総合的に推進するため，県大島支庁内に県・市町村・関係団体・国の機関が一体となった「奄美地域赤土等流出防止対策協議会」を，また，県本庁内に，赤土等流出防止対策に関し関係課が連絡調整を図り事業の円滑な実施を支援するため，「赤土等流出防止対策連絡会議」を設置しています。

平成23年度は，「奄美地域赤土等流出防止対策協議会」を中心に，建設業・採石業者・不動産業者等へ対策徹底の文書依頼，地元ケーブルテレビやFMラジオを活用した啓発CMの放送，地域住民も対象とした啓発用リーフレットやポスターの作成・配布などの啓発活動，子どもたちへの環境教育啓発活動としての小・中学校での出前講座の実施，他の機関誌を活用しての農家への啓発，技術講習会の開催及び合同パトロール等により，赤土等の流出防止対策の推進に努めました。

2 多様な自然環境の活用

(1) 屋久島環境文化村構想

① 屋久島環境文化村

屋久島には、豊かな水や多様な動植物相に代表される優れた自然が残されているだけでなく、自然とともに生き、自然を損なうことなく人々が形づくってきた生活文化があります。

屋久島環境文化村構想とは、屋久島の人と自然のかかわり（＝環境文化）を手がかりに、学習や研究によってその価値を見直すことを通して、屋久島の自然環境の保全を図るとともに人と自然が共生する新たな地域づくりの試みで、その事業内容は次のとおりです。

ア 環境学習・研究拠点の充実

- ・屋久島環境文化村中核施設の管理運営
- ・環境学習の推進
- ・「自然体験セミナー」・「受入事業」・「ガイドセミナー」の実施

イ 環境形成事業の展開

- ・登山道等の整備
- ・地域の環境保全事業への助成
- ・カントリーコードの普及啓発
- ・山岳部での利用モラルの向上
- ・山岳部の適正利用の検討

ウ ボランティアネットワークの形成、情報提供の推進

- ・ボランティア登録制度の推進
- ・ボランティア養成研修セミナーの実施
- ・屋久島ファンクラブの推進
- ・屋久島通信・まるりん通信の発行

エ 新たな地域産業の創出

- ・エコツアーの普及促進

オ 国際交流の展開

- ・世界自然遺産会議への参加・協力
- ・屋久島の子どもたちによる国際交流の促進
- ・ホームページ等による国内外への情報発信

② 自然体験型の環境学習

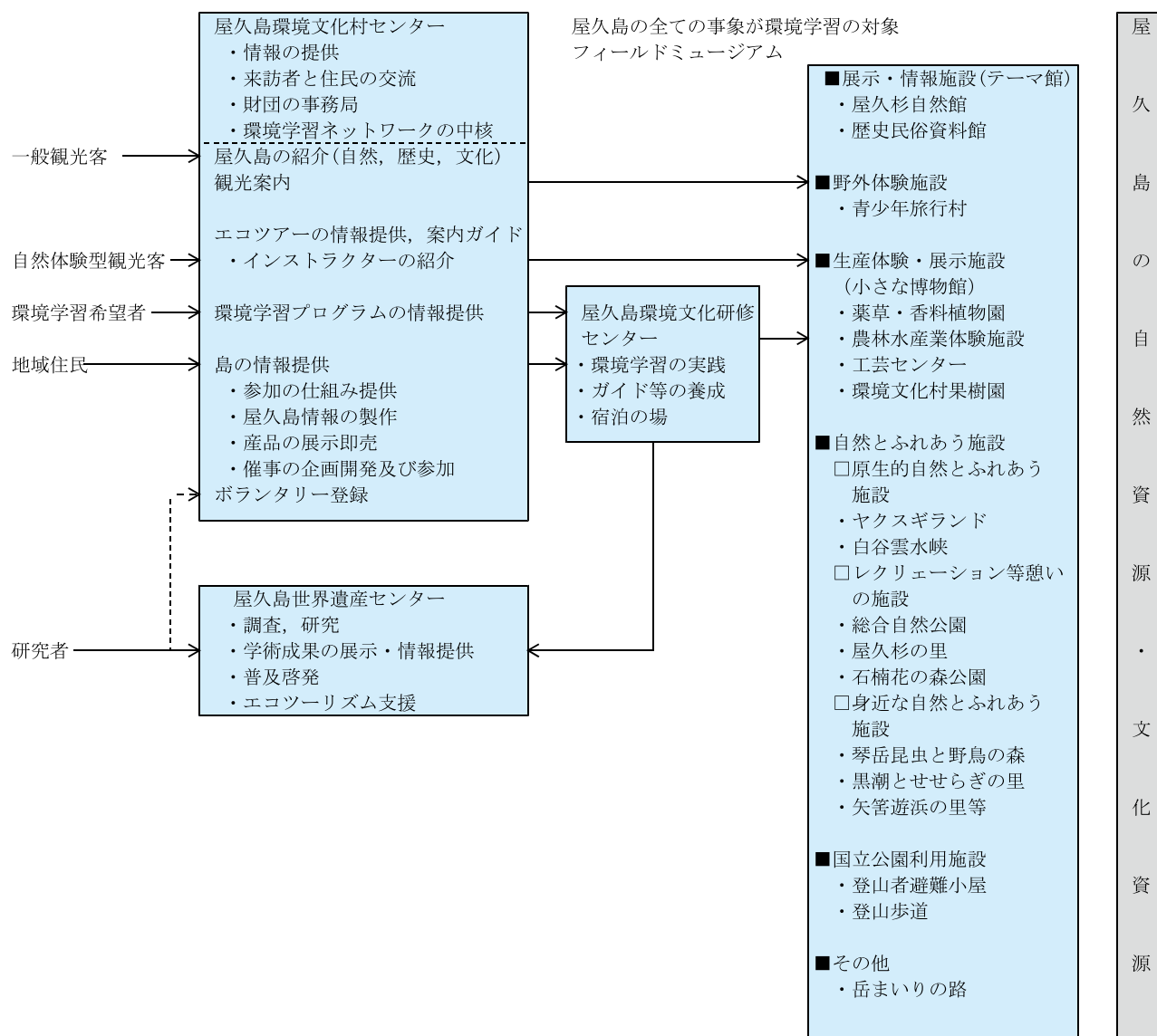
屋久島という固有の自然環境の中で、歴史的につくり上げられてきた人と自然のかかわりの過程と結果の総体が「環境文化」であり、環境学習は、屋久島の自然、生活、生産にかかわる全ての事象を素材とした「環境文化」を学習することを通じて、普遍的な人と自然のかかわり方を学ぶことです。

地域の人々にとっては、学習の場や知識、ノウハウの提供を行うことが、また新たな産業を興し、あるいは交流によって社会や経済の活性化につなげることが可能になります。

さらに、住民自身にも環境学習を促し、自然との共生によって得てきた暮らしの豊かさをあらためて見直し、地域での生産や生活を新たな未来に向けて組立てなおす契機としようとするものです。

このことから屋久島環境文化村構想では、このような島全体を対象とした「環境学習」を先導的的事业として位置づけています。（図3-2）

図 3 - 2 環境学習の展開図（屋久島環境文化村構想）



③ 中核施設の整備

平成4年11月に策定公表された「屋久島環境文化村マスタープラン」を受けて、屋久島における環境学習推進のための中核施設の開設準備に着手し、総合的な交流拠点である「屋久島環境文化村センター」と、環境学習をより深く理解し体験する場である「屋久島環境文化研修センター」を平成8年7月20日に開館し、平成21年7月には屋久島環境文化村センター入館者が100万人を突破しました。

ア 屋久島環境文化村センター

(ア) 施設の位置付け・機能

- ・ 屋久島の自然, 文化に関する情報提供 (インフォメーション機能)
- ・ 環境学習の普及, 推進 (ゲート・オリエンテーション機能)
- ・ 地域内外を結ぶ交流 (ロビー機能)
- ・ 環境文化村構想推進の核 (センター機能)

(イ) 利用状況 (表 3 - 7)

(ウ) 主な事業

- ・ 環境保全普及啓発, 情報提供

表 3-7 利用状況（屋久島環境文化村センター）

（単位：人）

年 度 区 分		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	累 計
入 館 者 数		63,863	69,991	68,474	73,851	64,378	57,898	51,747	1,150,411
有 料 観 覧 者 数		40,471	44,369	46,514	48,237	36,697	29,606	29,949	714,401
内 訳	大 人	34,498	38,481	41,059	42,321	30,483	24,478	24,945	628,758
	高校・大学生	3,917	3,756	3,458	3,904	3,780	3,411	2,627	47,494
	小学・中学生	2,056	2,132	1,997	2,012	2,434	1,717	2,377	38,149

※累計は、平成8年の開館以降の累計人数である。

イ 屋久島環境文化研修センター

(ア) 施設の位置付け・機能

- ・ 環境学習の推進及び人材の養成（研修機能）
- ・ 研修参加者相互の交流促進（交流機能）
- ・ 研修参加者を対象とした宿泊提供（宿泊機能）

(イ) 利用状況（表 3-8）

(ウ) 主な事業

- ・ 屋久島における環境学習（166ページ参照）

表 3-8 利用状況（屋久島環境文化研修センター）

（単位：人）

年 度 区 分		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	累計
来館者数		9,693	8,119	8,037	8,029	6,185	6,075	6,383	6,996	129,982
延べ利用者数		6,361	5,384	4,546	4,943	4,965	5,000	5,359	6,933	86,949

※累計は、平成8年の開館以降の累計人数である。

④ 屋久島環境文化財団

屋久島環境文化財団は、平成5年3月に、県、上屋久町（当時）、屋久町（当時）の出捐により設立され、屋久島の優れた自然を守り、自然と共生する地域づくりを進めるための各種事業を実施しています。

なお、平成15年1月には財団設立10周年を記念して記念式典を行うとともに、屋久島環境文化村構想の10周年を振り返り、今後のあり方を考えるため“環境・観光・地域づくり—これからの屋久島”のテーマで「屋久島フォーラム」を開催しました。

（事業の概要）

ア 環境学習事業

自然文化体験セミナー、地域住民を対象とした星空観察会・ふるさとセミナー・自然に親しむ集い、屋久島のエコツアーガイドや観光従事者等の資質向上を図るためのガイドセミナー、一般社会人を対象とした屋久島の自然・文化等に関する屋久島研究講座を開催。

イ 環境形成事業

環境保全の重要性の啓発のためのマナーガイドの作成配布、ゴールデンウィークと夏休み期間中の縄文杉への登山口でのマナー指導や縄文杉周辺での指導パトロール、団体や学校などの環境保全活動への支援。

ウ 交流推進事業

財団会報の発行，ホームページによるイベントや地域の情報を島内外に発信。また財団ファンクラブの運営・加入促進，ボランティアの集い，島内でのボランティア活動を実施。

エ 屋久島地域づくり支援事業

屋久島におけるエコツーリズムの支援や地域づくりを支援するためのイベントや活動等に対する支援。

オ 財団管理運営事業

環境文化村構想の普及や次年度に向けた業務の見直し，財団の自立的運営能力の向上のための活動。

カ 屋久島環境文化村中核施設管理運営等事業

屋久島環境文化村センター及び屋久島環境文化研修センターの管理運営

(2) 奄美群島自然共生プラン

① 趣旨

平成15年9月，奄美群島の多様な自然と人との共生を目指した地域づくりの指針として奄美群島自然共生プラン（以下「プラン」という。）を策定しました。このプランは，県と奄美群島12市町村が一体となって策定を進めてきたものです。その基本として，奄美の固有な自然，これにかかわる生活，文化などの資源（以下「宝」という。）を数多く再認識・再発見しました。

今後の奄美群島の地域づくりに当たっては，この奄美の「宝」を核とし，「生物多様性の保全」と「自然とのふれあい」を念頭に置き，「人と自然との共生」を基軸とする個性的な地域をつくることとします。

② プランの基本理念（3つの理念）

奄美群島は，残されている自然や文化などを保全・活用して「人と自然が共生する地域」を構築し，他の地域に先がけて，現代の大量消費社会の「転換」を主導する可能性のある地域です。

プランではこうした考えに基づいて「共生への転換」，「地域多様性への転換」，「地域主体性への転換」を基本的な理念としています。

③ 奄美の「宝」

学術的価値が顕著な自然としては，サンゴ礁と海岸の生態系や海岸の景観，希少野生動植物を要素とする森林の生態系や森林の景観を挙げることができます。また，社会的価値が顕著な自然としては，身近な自然や身近な景観を挙げることができます。さらに，これらの自然と関わりの深い文化や産業，例えば，信仰・伝統行事や島唄そして食材なども「宝」に含まれています。

④ 奄美の「宝」の保全と活用策

地域の自然の学術的・社会的な価値を認識して「宝」を良好な状態に保全した上で，地域を活性化するための資源として様々な形で活用します。

プランでは，奄美群島で「宝」の保全と活用を行うための9つの施策を示しており，各地域ではこの施策に沿った取組を行います。

⑤ 「具体的施策」（9つの施策）

奄美群島に固有な自然等を奄美の「宝」ととらえ、以下に示す9つの施策によって奄美群島の地域づくりを図ります。

ア 自然共生ネットワークの形成

- ・環境教育・環境学習の推進
- ・集落の機能の維持・確保，NPOの活動の促進
- ・専門的な調査研究 など

イ サンゴ礁と海岸の保全

- ・重要生態系地域調査の実施
- ・オニヒトデ等駆除事業 など

ウ 希少な野生動植物と森林の保全

- ・重要生態系地域調査の実施
- ・移入種対策の強化（マングース駆除等） など

エ 身近な自然の保全

- ・保存樹・保護植物の指定の検討
- ・文化財保護法等による管理・保全 など

オ 自然再生の検討

- ・サンゴの再生等の検討
- ・海岸植生，河川，棚田等の再生の検討
- ・奄美らしい景観・風景の創出，再生の検討 など

カ 環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の推進

- ・計画策定の検討
- ・地域利用のガイドライン，ガイド等の認定制度 など

キ 奄美のブランドの創出

- ・奄美の豊かな自然に恵まれた特産品の生産
- ・伝統的な産業の継承（大島紬，黒糖づくり等）
- ・「長寿」の島や「子宝」の島を誇りとする情報発信 など

ク 自然に対する配慮の徹底

- ・住民自らが主体性をもった省資源化，ごみ減量化，廃棄物の適正処理
- ・自然環境配慮型の公共事業の推進
- ・環境保全型農業の推進
- ・赤土等の流出防止対策の徹底 など

ケ 世界自然遺産登録に向けた取組

- ・重要生態系地域調査の実施
- ・世界自然遺産にふさわしい島づくり
- ・登録に向けた推進体制の構築，連携・交流の促進 など

⑥ プランの効果的な実施

ア 地域住民の役割

「人と自然との共生」を基軸とした地域づくりを進めるためには，地域住民が参加や合意形成を通じて自ら主体的に行動することが大切です。

イ 地域のNPOの役割

地域のNPOは，地域住民の合意形成を支援するなど住民と行政の間にあって主体的な役割を果たすことが期待されます。

ウ 市町村の役割

市町村は，自ら主体的に施策を立案・実施し，情報をとりまとめて合意形成を促すなど地域住民に対して働きかけを行います。

エ 県の役割

県は、地域住民、地域のＮＰＯ、市町村等の活動を支援し、また群島全体の活性化の観点から自ら施策を立案し実施します。

なお、平成16年３月には国、県、地元市町村及び関係団体からなる「奄美群島自然共生プラン推進本部」を設置しました。県では、例年５月頃に毎年度の取組に係る推進会議を開催し、同プランに対する関係者相互の一層の理解と着実な推進を促しています。今後とも、この推進本部が中心となって、県、市町村、地域等が連携しながらプランに沿った事業展開を図り、奄美の豊かな自然と人とが共生した地域づくりを進めていきます。

オ その他の主体の役割

必要な場合には、国、専門家、国際的なＮＰＯ、地域外の住民などの協力を確保します。

3 生物多様性の保全

本県は、多様な気候と地理的な特性を背景に豊かな自然が育まれ、多種多様な野生生物が分布しており、維管束植物は約3,100種類、鳥類は約400種類、哺乳類は約50種類が生息・生育しています。

特に、奄美地域は、アマミノクロウサギやルリカケスなどの固有種が多く生息・生育しており、生物多様性保全の視点から世界的にも重要な地域です。

また、県内には絶滅のおそれがあるとともに学術的に価値のある野生動植物種が多く生息しており、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少野生動植物種として指定されたり、「文化財保護法」で天然記念物に指定されて保護されています。さらに、県においても、希少野生動植物の保護を図るため、平成15年３月に「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し、捕獲等を禁止する指定希少野生動植物を指定しています。

- ・ツルは、国際希少野生動植物種と国の特別天然記念物に指定されており、毎年約１万羽以上が出水平野で越冬することから、ネグラの設置や給餌などツル保護のための諸施策を講じています。

また、平成22年度、ナベヅル７羽について高病原性鳥インフルエンザの感染が確認されたことを受け、ツルの種の保存への感染リスク軽減を図るため、現地における迅速な検査体制の整備、罹患したツルの隔離施設の整備など防疫体制の確立を図っています。

- ・ウミガメは、春から夏にかけて延べ5,000頭前後（日本一）が産卵のため県内各地の海岸に上陸することから、ウミガメ保護のための監視活動や保護思想の普及啓発等を行っています。
- ・野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであると同時に、人間の生活環境の保持・改善上欠くことのできないものです。

このため、人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を基本として野生鳥獣を保護管理するため、鳥獣保護事業計画を策定し、この計画に基づく施策を実施するとともに、関係機関との密接な連携を保ちつつ鳥獣保護行政に努めています。

(1) 野生鳥獣保護

① 管理体制

鳥獣行政を円滑かつ適正に実施するため、鳥獣の保護及び狩猟の取締りについて適正な指導監督をする鳥獣保護員を、県下に102人設置しています。

② 鳥獣保護区の設定状況

鳥獣保護事業計画に基づき、野生鳥獣の保護繁殖を図るため県内にこれまで140箇所、面積72,080haの鳥獣保護区を指定しています。

なお、平成24年3月末現在の指定状況は、表3-9のとおりです。

また、鳥獣保護区の境界を明らかにするため、表3-10のとおり必要な標識を設置しています。

表3-9 鳥獣保護区指定状況

(平成24年3月末現在)

種 別	国指定		県指定		計	
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
大規模生息地の保護区	(1) 1	(1,318) 4,788	(-) -	(-) -	(1) 1	(1,318) 4,788
森林鳥獣生息地の保護区	(-) -	(-) -	(3) 63	(1,366) 59,386	(3) 63	(1,366) 59,386
集団繁殖地の保護区	(1) 1	(21) 21	(-) -	(-) -	(1) 1	(21) 21
集団渡来地の保護区	(1) 1	(54) 842	(-) 1	(-) 172	(1) 2	(54) 1,014
身近な鳥獣生息地の保護区	(-) -	(-) -	(-) 68	(-) 5,343	(-) 68	(-) 5,343
希少鳥獣生息地の保護区	(1) 1	(103) 320	(1) 4	(5) 1,208	(2) 5	(108) 1,528
生息地回廊の保護区	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
計	(4) 4	(1,496) 5,971	(4) 136	(1,371) 66,109	(8) 140	(2,867) 72,080

※ () は特別保護地区で内数

表3-10 保護施設整備状況

年度 区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
制 札	69本	77本	87本	65本	73本	67本	67本
案 内 板	1基	2基	1基	1基	1基	1基	0基
補助表示板	26枚	-	-	-	14枚	19枚	18枚

③ 休猟区の設定状況

狩猟鳥獣が減少した地区において、3年間休猟することにより狩猟鳥獣の自然増加を図る目的で、休猟区を設定しています。

平成24年3月末現在で1箇所、1,746haの休猟区が設定されています。

④ 特定猟具使用禁止区域の設定状況

銃猟による危険を防止するため、事故頻発地域、学校所在地、農林業上の利用が恒久的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のために入林者が多いと認められる場所、その他事故発生のおそれのある区域を、特定猟具使用禁止区域に設定しています。平成24年3月末現在で108箇所、48,124haの特定猟具使用禁止区域が設定されています。

⑤ 野生鳥獣の保護・管理等

ア 野生鳥獣の捕獲・飼育に係る許可等

野生鳥獣の捕獲は、キジ、ヒヨドリ、タヌキなどの狩猟鳥獣として指定されているものを、定められた猟期内（11月15日から翌年の2月15日まで）に狩猟免許所有者が行う以外は、法により禁止されています。

ただし、学術研究など特別な理由により環境大臣等の許可を得た場合には捕獲することができ、これらにより捕獲した鳥獣について市町村長から登録票の交付を受ければ、飼養できることとなっています。過去5年間における登録票発行件数（更新を含む）は、表3-11のとおりです。（メジロの愛がん目的の捕獲許可は、平成24年4月1日から行わないことになりました。）

イ 生息状況調査

(ア) キジ・ヤマドリの出会数調査

キジ・ヤマドリの出会数調査は、昭和43年から毎年全国一斉に実施しています。本県も狩猟解禁の初猟日において、出猟者が確認したキジ・ヤマドリの出会数を鳥獣保護員が聞き取り調査しており、最近におけるその調査結果は、表3-12のとおりです。

(イ) ガン・カモ科鳥類生息調査

ガン・カモ科鳥類生息調査は、昭和44年度から毎年1月15日前後に全国一斉に実施しています。本県も職員及び全鳥獣保護員を動員して実施しており、最近の調査結果は、表3-13のとおりです。

ウ 傷病鳥獣の保護

社団法人鹿児島県獣医師会に委託して、保護措置を講じました。平成23年度に保護した鳥獣は、表3-14のとおりです。

エ 有害鳥獣の捕獲

鳥獣保護事業の推進により野生鳥獣の保護繁殖が図られていますが、野生鳥獣は、その習性上農林水産物を食害すること等により、被害を及ぼすこともあるので、農林水産業の振興を図るために、有害鳥獣の捕獲を実施して、被害を最小限にとどめるよう努力しています。有害鳥獣として捕獲した鳥獣は、表3-15のとおりです。

オ 特定鳥獣保護管理計画

近年、イノシシ・ニホンジカの生息数の増加や分布域の拡大に伴い中山間地域において、農林業被害が深刻化しているため、イノシシ・ニホンジカに係る特定鳥獣保護管理計画を策定し、農林業被害の軽減と個体群の安定的な維持を図っています。

（表3-15）